

○大府市子育て世帯訪問支援事業実施要綱

目次

第1章 総則（第1条－第7条）

第2章 一時預かり等（第8条－第12条）

第3章 雑則（第13条－第16条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、妊娠期から出産後の心身の不調や育児不安を抱える家庭の負担の軽減を図り、安心して子育てができる支援体制の確保を目的として実施する子育て世帯訪問支援事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て世帯 児童（満18歳未満の者いう。以下同じ。）又は妊婦の属する世帯をいう。
- (2) 多胎児 同じ母親の胎内で同時期に発育し、生まれた二人以上の子どもをいう。
- (3) 多胎児家庭 子育て世帯のうち、満3歳に達する月の末日を迎えるまでの多胎児を養育する世帯又は多胎妊婦が属する世帯をいう。
- (4) 育児サポーター 子育て世帯が育児や家事において支援を必要とするときにおいて、託児や家事援助等の支援により当該世帯の負担の軽減を図ることを目的として、当該世帯へ派遣する者をいう。

（実施主体）

第3条 事業の実施主体は大府市とし、事業の一部を特定非営利活動法人等に委託することができる。

（対象者）

第4条 事業の対象となる者は、市内に住所を有する子育て世帯であって、次の各号のいずれかに該当するものに属する児童の保護者又は妊婦及びその配偶者とする。

- (1) 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の属する世帯及びそれに該当するおそれのある世帯
- (2) 食事、生活環境等について不適切な養育状態にある世帯等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童の属する世帯及びそれに該当するおそれのある世帯
- (3) 若年妊婦等、出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦の属する世帯
- (4) 多胎児家庭であって、同居の者から支援を受けることが困難な場合等支援を受けることが適当と判断された世帯
- (5) その他市長が特に支援が必要と認める世帯

（事業の内容）

第5条 事業の内容は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める内容とする。

- (1) 一時預かり等 次に掲げる支援で、育児サポーターが行うもの
 - ア 一時預かり 保護者が調理、掃除等の家事及び一時的な休息をしている間の児童の見守り並びに授乳及び沐浴もくをしている間の介助
 - イ 家事援助 調理、掃除等家事全般の代行
 - ウ 外出中の支援 保護者が買い物等の外出をする間の移動時の介助及び移動中の児童の見守り等
 - エ 相談対応 保護者が育児において抱える不安や悩み等についての相談対応であつて、アからウまでの事業の実施とともに必要に応じて行うもの
- (2) 育児サポーター養成講習会の実施
- (3) その他事業の目的を達成するために必要な業務
(事業の利用申請及び決定通知等)

第6条 前条第1号の事業を利用しようとする者は、あらかじめ大府市子育て世帯訪問支援事業利用・変更申請書（第1号様式）（多胎児家庭に属する者にあつては、大府市子育て世帯訪問支援事業・多胎児家庭支援事業利用・変更申請書（第1号様式の2））を市長に提出しなければならない。この場合において、多胎児家庭に属する者は、当該申請書に、妊娠届出書、母子健康手帳その他の多胎児を妊娠し、又は出産したことが分かる書類の写しを添付しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、支援の必要があると認めた者（以下「受給者」という。）を大府市子育て世帯訪問支援事業・多胎児家庭支援事業利用者名簿（第2号様式）に登録するとともに、大府市子育て世帯訪問支援事業利用・変更決定通知書（第3号様式）（多胎児家庭に属する者にあつては、大府市子育て世帯訪問支援事業・多胎児家庭支援事業利用・変更決定通知書（第3号様式の2））（以下これらを「決定通知書」という。）によりその旨を受給者に通知し、大府市子育て世帯訪問支援利用管理票（第4号様式）を交付するものとする。

3 市長は、前項の規定による審査の結果、支援の必要がないと認めたときは、大府市子育て世帯訪問支援事業利用却下通知書（第5号様式）（多胎児家庭に属する者にあつては、大府市子育て世帯訪問支援事業・多胎児家庭支援事業利用却下通知書（第5号様式の2））により当該申請をした者に通知するものとする。

4 受給者は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに、大府市子育て世帯訪問支援事業利用・変更申請書（多胎児家庭に属する者にあつては、大府市子育て世帯訪問支援事業・多胎児家庭支援事業利用・変更申請書）を市長に提出しなければならない。

- (1) 第4条の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 住所又は氏名を変更したとき。
- (3) 同一世帯の者に異動があつたとき。

（決定通知書の再交付申請）

第7条 受給者は、決定通知書を紛失し、破損し、又は汚損したときは、大府市子育て世帯訪問支援事業利用・変更決定通知書再発行届（第6号様式）（多胎児家庭に属する者にあつては、大府市子育て世帯訪問支援事業・多胎児家庭支援事業利用・変更決定通知書再発行届（第6号様式の2））により市長に届け出て、決定通知書の再交付を受けること

ができる。

- 2 前項の規定による届出が破損又は汚損の場合は、受給者は、破損し、又は汚損した決定通知書を添えなければならない。

第2章 一時預かり等

(実施場所等)

第8条 一時預かり等の実施場所、実施時間等は次のとおりとする。

種別	実施場所	実施時間	備考
一時預かり	利用者の居宅	午前7時から午後10時まで	1日当たり4時間以内かつ1月当たり16時間以内を限度とする。
家事援助			
外出中の支援	外出先までの経路及び外出先		

(育児サポーターの条件)

第9条 育児サポーターは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 家事又は育児支援を適切に実施する能力を有する者（多胎児家庭の支援を行う育児サポーターにあつては、育児サポーター養成講習会を受講した者）であること。
- (2) アからウまでに掲げる欠格事由のいずれにも該当しないこと。
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第35条の5各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適當な行為をした者

(育児サポーターの派遣の数)

第10条 一時預かり等の対象家庭（以下単に「対象家庭」という。）に派遣する育児サポーターの数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数とする。

- (1) 多胎児家庭以外の子育て世帯 1人。ただし、一時預かり及び外出中の支援にあつては市長が特に必要と認める場合は、市長が認める人数
- (2) 多胎児家庭 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める人数
 - ア 一時預かり及び外出中の支援 支援を必要とする多胎児の数から1を引いた数を上限として市長が認める人数。この場合において、1回の支援において1人の育児サポーターが支援を行うことができる児童の数は1人までとする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

イ 家事援助 1人

(育児サポーターの報告)

第11条 育児サポーターは、派遣終了後速やかに、大府市子育て世帯訪問支援実績報告書（第7号様式）を市長に提出するものとする。

(育児サポーターの義務)

第12条 育児サポーターは、一時預かり等を実施したときは、大府市子育て世帯訪問支援利用管理票又は大府市子育て世帯訪問支援・多胎児家庭支援利用管理票に必要な事項を記載しなければならない。

2 育児サポーターは、派遣先の対象家庭の状況等に応じ、大府市子育て世帯訪問支援実績報告書に記録するとともに、関係機関へ連絡するものとする。

3 育児サポーターは、その業務を行うに当たり、対象家庭に属する者の人格を尊重し、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第3章 雑則

(受給決定の取消し及び返還)

第13条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の規定による受給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 第4条の規定に該当しなくなったとき。
- (3) 提出書類に虚偽の事項を記載したとき。

(費用負担)

第14条 事業にかかる費用は、無料とする。

(関係機関等との協力)

第15条 市長は、この事業の実施に当たり、関係機関等と協力し、対象家庭の状況等を把握するよう努めなければならない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日前に大府市多胎児家庭支援事業実施要綱第6条第2項の規定により大府市多胎児家庭支援事業利用・変更決定通知書（以下「旧決定通知書」という。）及び多胎児家庭支援利用管理票の交付を受けた者で、旧決定通知書に記載された利用期限が施行日以後であるもの（以下「継続利用者」という。）は、施行日において第6条第2項の規定により決定通知書の交付を受けたものとみなす。この場合において、市長は、継続利用者を同項の子育て世帯訪問支援事業・多胎児家庭支援事業利用者名簿に登録するものとする。

3 前項の場合において、継続利用者に交付された旧決定通知書及び多胎児家庭支援利用管理票は、それぞれ第6条第2項の決定通知書及び大府市子育て世帯訪問支援利用管理票とみなして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。